

検定等の手数料一覧

「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」
 (基発0426第4号、平成30年5月1日施行)によって、吸気補助具付き防じんマスクが追加され、手数料が変わりました。防爆構造電気機械器具において、グループⅡとグループⅢの両方が適用される手数料を削除しました。

2018/5/1 (2018/6/4修正)
 公益社団法人 産業安全技術協会

個別検定の手数料

(ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの)

機械等登録個別検定機関業務規程 第4条関係

新規検定手数料 (1件当たりの手数料)

1 検定手数料 (申請1件につき)	金額 (税込,円)
・ロールが2組以下のもの	127,500
・ロールが3組以上のもの	257,100

その他の手数料 (合格証1件当たりの手数料)

2 明細書の再交付又は明細書の記載事項変更の手数料	金額 (税込,円)
・1件につき	4,100

型式検定の手数料

機械等登録型式検定機関業務規程 第4条関係

新規検定手数料 (1件当たりの手数料)

機械等の種類 (検定品目)	金額 (税込,円)
1 プレス機械又はシャーの安全装置	
(イ) 両手操作式、手払い式、手引き式又はガード式のもの	127,500
(ロ) (イ)以外の方式のもの、及び、(イ)のいずれかの方式であって制御機能を有するもの	238,600
2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの	
(イ) ロールが2組以下のもの	127,500
(ロ) ロールが3組以上のもの	257,100
3 防爆構造電気機械器具	
(イ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの (同一型式のないもの)	
・回路部品数が50個未満のもの	189,300
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	300,300
・回路部品数が150個以上のもの	382,600
(ロ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの (同一型式の審査を要するもの)	
・回路部品数が50個未満のもの	222,200
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	353,800
・回路部品数が150個以上のもの	454,600
(ハ) 本質安全防爆構造(ia)のもの (同一型式のないもの)	
・回路部品数が50個未満のもの	228,300
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	364,100
・回路部品数が150個以上のもの	467,000
(ニ) 本質安全防爆構造(ia)のもの (同一型式の審査を要するもの)	
・回路部品数が50個未満のもの	267,400
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	432,000
・回路部品数が150個以上のもの	555,400
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもので、且つ爆発等級3又はグループⅡC以外のもの (同一型式のないもの)	
・換算値が40未満のもの	139,900
・換算値が40以上100未満のもの	211,900
・換算値が100以上のもの	277,700

(ハ) 本質安全防爆構造以外のもので、且つ爆発等級3又はグループⅡC以外のもの（同一型式の審査を要するもの）	
・換算値が40未満のもの	162,500
・換算値が40以上100未満のもの	248,900
・換算値が100以上のもの	327,100
(ト) 本質安全防爆構造以外のもので、且つ爆発等級3又はグループⅡCのもの（同一型式のないもの）	
・換算値が40未満のもの	197,500
・換算値が40以上100未満のもの	308,600
・換算値が100以上のもの	409,400
(チ) 本質安全防爆構造以外のもので、且つ爆発等級3又はグループⅡCのもの（同一型式の審査を要するもの）	
・換算値が40未満のもの	230,400
・換算値が40以上100未満のもの	364,100
・換算値が100以上のもの	483,400
(リ) 指定外国検査機関制度を適用するもの	
・本質安全防爆構造のもの	218,600
・本質安全防爆構造以外の防爆構造のもの	163,300
(1) (イ)～(二)のいずれかと(ホ)～(チ)のいずれかが組み合わされた場合、及び(リ)の両者の防爆構造が組み合わされた場合	それぞれの手数料を加算
(2) 本質安全防爆構造であって、グループⅡとグループⅢの両方が適用されるもの	該当する本質安全防爆構造の手数料を2倍
(3) (ホ)～(チ)のいずれか又は(リ)の本質安全防爆構造以外のものに該当するものであって、容器による粉じん防爆構造とそれ以外の防爆構造が組み合わされた場合、又はグループⅡとグループⅢの両方が適用される場合。	該当する手数料を2倍（(3)と共に(4)又は（及び）(5)が適用される場合、(4)又は（及び）(5)の適用後に、(3)を適用）
(4) 防爆構造電気機械器具の防爆性を補完する規格に係る検定を併せて申請する場合	補完する規格ごとに、該当する防爆構造の手数料を1/2倍した額を加算する （(4)と共に(5)が適用される場合、(4)から適用する）
(5) 耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造及び安全増防爆構造の防爆構造電気機械器具を特別危険箇所で使用できるよう、特殊防爆構造として申請する場合	該当する防爆構造の手数料を1/2倍した額を加算する
*換算値とは：供試品の幅、高さ及び奥行きから算出される直方体の体積と等しい体積の立方体の一辺の長さをcmで表した値。	
4 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置（可動式のもの）	127,500
5 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	386,700
6 絶縁用保護具	
(イ) 帽子（電気用帽子）	76,100
(ロ) (イ)以外のもの	127,500
7 絶縁用防具	127,500
8 保護帽	
(イ) 飛来・落下物用のもの	109,000
(ロ) 飛来・落下物用のもので、同時に墜落時保護用としての申請がなされるもの	76,100
(ハ) 墜落時保護用のもの	127,500
(ニ) 墜落時保護用のもので、同時に飛来・落下物用としての申請がなされるもの	88,500
9 動力により駆動されるプレス機械	
(イ) 両手操作式単独のもの	320,900

(□) (イ)以外のもの	411,400
10 防じんマスク	
(イ) 取替え式(吸気補助具付き)	415,300
(□) 取替え式(吸気補助具付き以外)	248,900
(ハ) 使い捨て式	248,900
11 防毒マスク	
(イ) 防じん機能のない吸収缶のみ	263,300
(□) 防じん機能付きの吸収缶のみ	306,500
(ハ) 防じん機能のない防毒マスク	281,800
(ニ) 防じん機能付きの防毒マスク	325,000
12 電動ファン付き呼吸用保護具	
(イ) 電動ファン付き呼吸用保護具(面体形)	690,200
(□) 電動ファン付き呼吸用保護具(ルーズフィット形)	668,700

新規検定手数料の特例(1件当たりの手数料)

適用	金額(税込,円)
(イ) 企業分割等により合格証保有者の変更が必要となった場合の申請において、申請品が検定合格品と同一であり、かつその申請品に関する製造検査設備等に変更のないことが確認される場合	76,900
(□) 型式検定合格証の失効から3ヶ月以内に、その型式検定合格証に記載された検定合格品と同一のものについて申請された場合	76,900
(ハ) 上記(イ)及び(□)の複合的適用品	76,900
(ニ) 上記(イ)～(ハ)において、同一法人により同時に10件以上の申請がなされた場合	53,500
[注1] 上記の(イ)～(ハ)において、現在の検定では同一型式として扱わないものが含まれている場合には、それらは申請範囲から除かれますが、除かれたものを別途申請する場合の手料金は右欄の額となる。 [注2] この特例適用に関し、既合格品及び申請品に適用される規格等に変更のないことが前提条件となるが、改正後の規格等に於いて、試験方法等が変更若しくは新設された場合であって、既合格品と改正後の規格等を適用した申請品の安全性能に関して、当該試験方法等の新設されたものを適用していない場合等は、この特例を適用できるものとする。	
(ホ) 「防爆構造電気機械器具」については、検定を新規検定申請者の希望する場所に於いて行う場合	1件当たり10%減額し、十円の位を四捨五入した金額
(ハ) 新規検定のうち、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所技術指針 TR45(2013)「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に基づいた性能試験を平成25年9月20日より平成26年11月29日までに公益社団法人産業安全技術協会で行ったものであって、当該部分についての検査等データの有効性が確認され、所在地審査の確認を済ませることによって実機による試験又は試験の一部を省略する場合	102,900

更新検定の手数料(1件当たりの手数料)

適用	金額(税込,円)
(イ) 同一型式の範囲に変更がない場合 (型式検定合格証の有効期間の更新だけを申請する場合)	24,400
(□) 同一型式の範囲に変更がある場合 (型式検定合格証の添付書類又は合格図面に追加・変更がある場合)	55,300

その他の手数料(合格証1件当たりの手数料)

適用	金額(税込,円)
(イ) 型式検定合格証の再交付	4,100

(□) 型式検定合格証の記載事項変更 (1件の合格証に記載事項変更箇所が複数ある場合も1件として扱います。)	4,100
---	-------

[注1] 住居表示変更時の住所の書替えは無料です。

[注2] 製造検査設備等の概要届の変更・追加は無料です。

検定手数料の納付方法

1. 検定手数料は、現金、銀行振込または郵便振替により納付して下さい。
なお、銀行振込等による場合は支払いを証する書面の写しを申請時に提出して下さい。

2. 検定手数料の振込先は次のとおりです。
三井住友銀行清瀬支店 普通0143022
みずほ銀行新所沢支店 普通4012659
郵便局 振替口座番号00120-2-12608

口座名義 公益社団法人産業安全技術協会
略称フリガナ シャ) サンギョウアンゼンギジュツキョウカイ